

教育原論・第10回 リアクション(6月22日) 教育に関する法制度と教育行政
(テキスト 第5章)

番号 186 氏名

1 前回のリアクションを読んでの感想

組織・学校の官僚制について要約されているのが好きだと感じます。

2 日本の小学校数は 20095 校、児童数は 644,8658 名 教員数は 418,790 名

3 巨大な教育システムを運営するために、何が必要か。

全体に共通するルーチンを設定したり、それがどの学校の種類ごとに適用した教育内容や教育方法を設定すること。

4 教育の法律主義とは何か。

教育のあり方が「法律」で定められること。

法律で定められる事により、戦前期の「君主主義・命令主義」とは違い国民の意志が反映されることが

5 日本国憲法26条を記載しなさい。(教育を受ける権利、教育の義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、いかしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けるため義務を負う。

6 2006年に改正された教育基本法の特質(大きな変更点)は、何か。

① 教育目標にいわゆる「爱国心」の育成が教育目標に含まれたこと(教育基本法第2条5号)

② 独立行政法人「教育振興基本計画」の策定が国に義務づけられたこと(教育基本法第17条)

7 日本の「6・3・3・4」制の学校制度をどう思うか。

1 このままでよい 2 わからない 3 変えた方がよい

理由 高校も義務教育にすべきだと思う。むろん大学に行く、行かない、という選択肢をもつと社会が選択しやすくすべきだと思ってから。社会に触れるのが遅くなる。時間かけて質の高い義務教育期間・学習期間を推進していくのが努力向上に繋がる。

8 「いじめ防止対策推進法」(2013年)について、どう思うか。

太っちょ

B

太っちょ

A

暴力的行動者

いじめの定義
いじめられている
いじめている

C

B いじめ

9 他の人からコメントもらう

()→(細かいといいでですね)

()→(大変よろしいです)

教育原論・第10回 リアクション(6月22日) 教育に関する法制度と教育行政
(テキスト 第5章)

番号 1860 氏名 大庭 錦

1 前回のリアクションを読んでの感想

ぎっしりとたくさん書かれていてすごい。

2 日本の小学校数は 20,095 校、児童数は 6,448,658 名 教員数は 418,790 名

3 巨大な教育システムを運営するために、何が必要か。

全体に共通するルールを設定したり、それぞれの学校の種類ごとに共通した教育内容や教育方法を設定することが必要になる。

4 教育の法律主義とは何か。

現在の日本は「法治国家」であり、国の基本的なルールを法律で定めている。
そして、教育や学校も、教育のあり方が「法律」で定められている。

5 日本国憲法26条を記載しなさい。

①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。
義務教育は、これを無償とする。

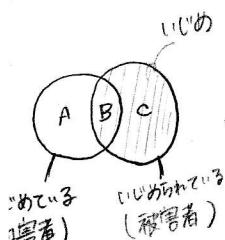
教科書 P176 6 2006年に改正された教育基本法の特質(大きな変更点)は、何か。

→ 昭和22年3月 → 平成18年 改正

「伝統と文化を尊重し
我が国と郷土を愛する

パン屋 いやなくて 和菓子」

いじめの定義



①「愛国心」の育成が教育目標に含みこまれた

②「教育振興基本計画」の策定が国に義務づけられた

7 日本の「6・3・3・4」制の学校制度をどう思うか。

①このままでよい 2 わからない 3 変えた方がよい

理由

今、「6・3・3・4」制を変えてしまうと、長年親しんできた人たちにとっては、混乱の基である。

B - いじめ
A - いじめじゃない
C - いじめ

8 「いじめ防止対策推進法」(2013年)について、どう思うか。

加害者 VS 被害者と対立させて、前者には厳重な罰を後者には保護をという対峰的な対応を求めるだけでは、こどもとこどもの間の「いじめ問題」の実態をつかんだとは言えないと思う。

9 他の人からコメントもらう

() → (資料をよく読んでまとめられていると思います)

() → ()